

薩摩国における国一宮、国鎮守に関する一考察

日隈正守*

(2022年11月16日 受理)

A study on the KUNIICHINOMIYA and KUNITINJYU in Satsuma province

HINOKUMA Masamori

要約

本論文では、平安期から鎌倉期における薩摩国を素材として国一宮と国鎮守との関係につき考察した。その結果国一宮は新田八幡宮、国鎮守は開門社というように、国一宮と国鎮守とが分かれて存在すること、国一宮と国鎮守とは無条件で等しいという従来の通説は成り立たないこと、薩摩国司が新田八幡宮と国鎮守である開門社のいずれも国一宮にすることが出来なかった理由、新田八幡宮と開門社との関係について明らかにした。

キーワード : 国一宮、国鎮守、新田八幡宮、開門社、薩摩国守護

* 鹿児島大学法文教育学域教育学系教授

はじめに

薩摩国の国一宮は、鎌倉後期以降新田八幡宮である⁽¹⁾。この考えについては、基本的に変化はない。但し薩摩国の国鎮守である開門社と鎌倉後期以降薩摩国の国一宮となる新田八幡宮との関係について若干新見解を持つに至った。故に本稿では新見解も交え、薩摩国を素材として国一宮と国鎮守との関係について考察する。

一、薩摩国における国一宮

薩摩国における国一宮は、鎌倉後期以降新田八幡宮である。鎌倉後期より前の時期における国一宮に関しては、正応六年(一二九三)四月廿日付薩摩国守護島津忠宗施行状の記載が参考となる⁽²⁾。同史料を史料①として掲げる。

史料①

爲異国降伏御祈、御劍一腰、神馬一疋可献一宮由事、今年二月十一日関東御教書今月廿日到来、案文如此、於当国一宮者、新田宮与開門社御相論之間、先度令申子細於談議所之处、就近例、先可致沙汰之由、被仰出之間、新田宮依被帯近例、令進宮畢、而開門社司雖及訴訟、御成敗未断之間、任先日沙汰篇、所令進献当宮也、依之不可有一宮治定之儀、且存其旨、且可被進請取候、仍執達如件、

正応六年四月廿日 左衛門尉(花押)

薩摩国新田宮執印殿

史料①傍線部の記述によれば、鎌倉後期である正応六年の時点で新田八幡宮と開門社が、薩摩国の国一宮をめぐり相論を起こしている。

当該期鎌倉幕府の要請で新田八幡宮は、異国(元)降伏(調伏)祈禱を行っていた。異国調伏祈禱は、鎌倉幕府により薩摩国国分寺や国一宮、「為宗寺社」に命じられていた⁽³⁾。新田八幡宮は、異国調伏祈禱のため大般若経転読や神楽を行っていた⁽⁴⁾。

史料①では、異国調伏に対する恩賞として鎌倉幕府が国一宮に渡すべき宝物を薩摩国の場合どの社(宮)に渡すかが問題となった。史料①傍線部の記述によれば、薩摩国の場合国一宮は新田八幡宮と開門社が相論を起こしていて、正応六年四月の時点では未定であった。故に鎮西談義所に問い合わせたところ、「近例」ある方に渡せばよいという回答であった。

これ以前蒙古襲来に対する異国調伏祈禱は新田八幡宮が行っていた。異国調伏祈禱を行った薩摩国の国一宮に対する恩賞が新田八幡宮に与えられた「近例」があるために、薩摩国守護島津氏は薩摩国の国一宮に与えるべき異国調伏祈禱に対する恩賞を新田八幡宮に渡した。

薩摩国守護島津氏は、薩摩国の国一宮に異国調伏祈禱の恩賞として渡すべき恩賞を与える際に、この行為は新田八幡宮を薩摩国の国一宮として認めることではないと弁明している。

しかし薩摩国守護島津氏が鎌倉幕府から渡された薩摩国の国一宮に渡すべき異国調伏恩賞としての宝物を新田八幡宮に渡したことは、新田八幡宮を薩摩国の国一宮として認める行為である。新田八幡宮よりも古い由緒を持つ開門社の神官は、新田八幡宮を薩摩国の国一宮と認定することに反対するための訴訟を起こした。この結果薩摩国の国一宮の地位をめぐり、新田八幡宮と開門社との間で相論が起こった⁽⁵⁾。

史料①から確認されることは、薩摩国においては鎌倉後期正応六年の時点でも国一宮が未定であったことである。このことを踏まえると、鎌倉後期以前においても薩摩国の国一宮は未定であったと考えられる⁽⁶⁾。

本章では、薩摩国の国一宮について考察した。その結果鎌倉後期以前の薩摩国においては国一宮が未定であることが分かった。

二、新田八幡宮と開門社

本章では、鎌倉後期に薩摩国の国一宮を争った新田八幡宮と開門社について考察する。新田八幡宮の鎮座地は、薩摩国新多郷であると考えられる⁽⁷⁾。川内川下流に鎮座し、「新田」という名称から推測すると川内川下流域に切り開かれた水田における稲作農耕を保障する農業神的性格を有していたと考えられる。薩摩国衙の置かれた川内平野における農業を保障する性格から、新田宮は薩摩国衙と密接な関係を有していた可能性がある⁽⁸⁾。恐らく洪水が多かった川内川流域では、洪水等の自然災害の度に水田が荒地と化し、その度再開発が行われ、再開発の結果生まれた新田における農業活動を保障した農業神が祀られていた社が新田宮であったと考えられる。

農業神を祀る新田宮は、近隣領主層の信仰を得ていたと考えられる。そのことを示す事例として、『雲遊雑記伝』の記載が挙げられる。『雲遊雑記伝』は、江戸後期に伊地知季安により編纂されたものである⁽⁹⁾。

『雲遊雑記伝』(中) 入来院項に、以下の記載がある⁽¹⁰⁾。

上古ハ、藤原朝臣頼孝チフ者、本院（入来院）ニ地頭セシ事、長和二年十二月廿一日水田ヲ新田宮ニ寄附セシ、書ニ見ヘケルトナン、

この記載から入来院領主藤原頼孝が新田宮に水田を寄進したことがわかる。藤原頼孝は、自己の入来院内の所領における米の豊作を祈願して、農業神を祀った新田宮に水田を寄進したと考えられる。

上記のように『雲遊雑記伝』は、江戸後期に編纂されたものである。従って一次史料とは言い難い。しかし伊地知季安が『雲遊雑記伝』を編纂する際、現在残っていない新田神社文書を参照したと考えられる。

新田神社文書は、明治十年（一八七七）西南戦争時に、権執印家に伝わった文書のほとんどが戦災で焼失している⁽¹¹⁾。戦災で焼失する前の新田神社文書を用いて、伊地知季安は、『雲遊雑記伝』を編纂したと考えられる。故に『雲遊雑記伝』(中) 入来院項の記述は、信頼することが可能である。

入来院は、律令国家が変質して成立した行政単位である。人々が税として納めたものを保管していた蔵のことを院と呼ぶ。そのことから派生して、当該倉庫に税を納める人々が居住する区域を院という行政単位に組織したものである。

従来院という行政単位は、十一世紀中頃成立したと考えられてきた⁽¹²⁾。しかしその後の研究の進展により、院という行政単位の成立は十一世紀初期であると考えられるようになった⁽¹³⁾。従って長和二年（一〇一三）藤原頼孝が水田を新田宮に寄進した際には、入来院は成立していたと考えられる。

藤原頼孝が新田宮に寄進した水田は、新田宮の浮免田化したと考えられる。肥前国河上社の浮免田は、肥前国内領主から河上社へ寄進され、その寄進行為を肥前国司が承認して成立したものである⁽¹⁴⁾。新田宮の浮免田は、肥前国河上社と同じような経緯を経て形成されたと考えられる。浮免田は、国司により公領に設定される。肥前国河上社は、肥前国の国鎮守である。新田宮は、薩摩国衙の所在地である川内平野に鎮座し、川内平野を中心とした薩摩国内における農業活動を保障する農業神を祀り、川内平野を中心とした在地領主層の信仰や薩摩国司の崇敬を集めていたと考えられる。こうした傾向は、新田宮が鎮護国家的性格や日本に侵入した対外的勢力を調伏する八幡神を合祀して八幡宮化するとますます強まったと考えられる。

新田宮が八幡宮化した時期は、十一世紀前期長久三年（一〇四二）から天喜二年（一〇五四）までの間であると考えられる⁽¹⁵⁾。新田宮の八幡宮化は、十一世紀前期における奄美人の薩摩国襲撃事件や隣国大隅国内における大宰府役人平季基等の大隅国府焼討事件の影響が考えられる⁽¹⁶⁾。新田宮の八幡宮化の背景として、薩摩国司の関与が考えられる。

八幡宮となった後新田八幡宮は、薩摩国司の薩摩国内支配安泰を祈願し、その神事経費として公領に新田八幡宮の浮免田が設定されることから窺えるように、新田八幡宮と薩摩国司とは緊密な関係を有していたと考えられる⁽¹⁷⁾。新田八幡宮は、薩摩国の「国鎮守」的性格を有していたと考えられる。

次に開門社について考察する。薩摩国内における開門社の地位を示す史料として、寛喜二年（一二三〇）三月七日付八幡新田宮所司神官等起請文写がある⁽¹⁸⁾。同史料を史料②として掲げる。

八幡新田宮所司神官等謹言

申請 起請文事

右、起請文申請元者、執印故馬允存生之時、称□沙弥^天、御公驗并調度文書等書留案文等、於者随身上洛畢、而指無詮下向之、可被進宮□公驗等之由、所司神官等雖触申、寄事於左右、今不被進宮^{ママ}志^天、死去畢、仍付後家令致沙汰之□（処カ）、抑留件御公驗、且為自由之沙汰之条、上神慮有□（恐カ）之事也、然者不被進宮御公驗并調度文書等之□、於故馬允之伴類者、所司神官等、令（全カ）以不可用申□、若件条虚言ヲ申候者、

日本鎮守 八幡三所大菩薩、当国鎮守開門正一位所大明神、惣普天率土六十餘州大小神祇冥道乃□

(罰カ)、所司神官等乃身、一々毛穴毎可罷蒙之状如件、

寛喜二年三月七日	権執印大法師
	座主兼政所大法師
	殿上検校大法師
	殿上検校大法師
	殿上検校大法師
	検校大法師
	検校大法師
	宮主大法師
	宮主大法師
	三昧僧在判
	三昧僧
	三昧僧
	三昧僧
	執行貫首散位紀□□
	修理行事平□□
	散位大中臣□□
	御馬所検校□□
	阿多院田庄司□□

史料②は、新田八幡宮所司神官達が書いた起請文である。史料②傍線部によると、開門社は薩摩国の国鎮守であった。開門社は、薩摩国府から離れた薩摩国潁娃郡に鎮座している。開門神は開聞岳を神として祀ったものである⁽¹⁹⁾。

開聞岳は、山容が美しく霊山として信仰されてきた。琉球・奄美大島・種子島・屋久島を結ぶ南海航路の目標で、開門社も航海安全の神として信仰されてきた⁽²⁰⁾。開門社は、南島との交易従事者によって信仰されてきたと考えられる。薩摩国司は、十一世紀前期に南島と交易していたことが指摘されている⁽²¹⁾。薩摩国司は、その後も南島との交易を続けていて、大きな利潤を得ていたと考えられる。薩摩国司にとり、南島との交易は経済基盤として重要であり、南島との交易従事者が信仰していた開門社は重要な意味を有していた。開門社が薩摩国の国鎮守となったのは、開門社が薩摩国司にとり重要な存在であったからであると考えられる。

本章では、新田八幡宮と開門社について考察した。その結果新田八幡宮は、薩摩国衙が位置する川内平野部を中心とした地域の農業活動を保障した農業神に加えて、鎮護国家的性格を持ち薩摩国の「国鎮守」的性格を有すること、開門社は薩摩国司の経済基盤である南島との交易関係者の信仰を集めていたと考えられることを明らかにした。

三、新田八幡宮と開門社との関係

本章では、前章で考察したことを踏まえて新田八幡宮と開門社との関係につき考察する。前述のように新田八幡宮は、薩摩国司の薩摩国支配を宗教的に支える神社で、「国鎮守」的性格を有する神社であった。薩摩国司にとり、重要な役割をはたしていた神社である。しかし新田八幡宮は、薩摩国の国鎮守にはならなかった。

開門社は、薩摩国の国鎮守であった。国衙から遠く離れているにも関わらず開門社が薩摩国の国鎮守となったのは、開門社が新田八幡宮よりも古くから存在し社格が高かったこと、薩摩国司の大きな経済基盤であった南島との交易活動を保障する性格を有していたことによると考えられる。開門社が新田八幡宮を押さえて薩摩国の国鎮守となったことから、薩摩国司にとり南島交易の利潤がいに大きなものであつたかが窺える。

薩摩国司にとり、薩摩国を支配するための支配基盤と経済基盤のいずれも大切であり甲乙つけがたい状態であった。このため薩摩国司は、新田八幡宮と開門社のいずれも薩摩国の国一宮に定めることができなかった。このため薩摩国においては、鎌倉後期まで国一宮が定まらない状態が継続したと考えられる。

薩摩国内においては、開門社は平安前期以降神位が与えられた式内社の代表的存在であった⁽²²⁾。開聞岳の火山活動がおさまった後も、薩摩国司の大きな経済基盤となったと考えられる南島交易関係者の信仰を集めていたと推測され、薩摩国内の社の中では有力な位置を占めていたと考えられる。こうした事情から薩摩国司は、新田八幡宮を薩摩国の国鎮守や国一宮に定めることができなかったと考えられる。

薩摩国守護島津氏は、新田八幡宮が蒙古襲来の際元に対する調伏祈祷や元に対する防備体制に協力したことを評価していた。故に島津氏は、鎌倉幕府が薩摩国の国一宮に納めるべき宝物を新田八幡宮に奉納したと考えられるし、新田八幡宮の修造も鎌倉後期に実現させた。守護島津氏の行為は、結果的に新田八幡宮が薩摩国の国一宮となる重要な契機となった。中世諸国一宮の中で、守護や幕府等の後援により国一宮化したことが、薩摩国の国一宮の最大の特徴である。薩摩国司の政治権力の弱体化の結果鎌倉後期守護島津氏や幕府支援により、ようやく薩摩国においても国一宮が成立した。

本章では、薩摩国における新田八幡宮と開門社との関係について考察した。その結果新田八幡宮は薩摩国衙付近に鎮座し、薩摩国司の薩摩国支配を宗教的に支えるという国鎮守的性格を有していたこと、開門社は薩摩国司の経済的基盤となっていた南島交易に従事する人々の信仰を集めていたこと、薩摩国司は、新田八幡宮を開門社に変えて国鎮守にすることも薩摩国の国一宮を定めることもできなかったこと、薩摩国守護や鎌倉幕府の支援を受けて新田八幡宮は薩摩国の国一宮となったことをあきらかにした。

おわりに

本項では、薩摩国を素材として国一宮や国鎮守との関係について幾らか明らかにした。しかし国一宮と国鎮守とが別々に存在する理由や各々の特徴について、今後明らかにすべきことはあまりにも多い。今後研究を進めて課題となっていることを少しでも解明していきたい。

- (1) 中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』（岩田書院、平成十二年）、諸国一宮の概要、薩摩国項、拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 上：個別研究編』（岩田書院、平成十六年））等。
- (2) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』（鹿児島県、平成十七年）、新田神社文書、七号。なお本稿では、史料引用の際、原則として旧字体は新字体に統一する。
- (3) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』、新田神社文書、六号。
- (4) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十』、新田神社文書、七十三号の2。
- (5) 拙稿「八幡新田宮祭神考」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文社会科学編』58、平成十九年）。
- (6) 拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」。
- (7) 『日本歴史地名大系（47） 鹿児島県の地名』（平凡社、平成十年）、薩摩国高城郡新多郷項。
- (8) 拙稿「八幡新田宮祭神考」。
- (9) 『鹿児島県史料集（XI） 轄窺愚考・雲遊雑記傳』（鹿児島県史料刊行委員会、昭和四十六年）。雲遊雑記傳解題。鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集六』（鹿児島県、平成十八年）、雲遊雑記傳解題。
- (10) 鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集六』、102頁。
- (11) 野崎道雄『新田神社の研究』（私家版、昭和五十一年）、8頁等。
- (12) 坂本賞三『荘園制成立と王朝国家（塙選書92）』（塙書房、昭和六十年）、第三章 後期王朝国家と荘園、第一節 後期王朝国家体制。
- (13) 森本正憲『九州中世社会の基礎的研究』（文献出版、昭和五十九年）、第一章 中世的郡郷制の成立。小川弘和「撰関家領島津荘と（辺境）支配」（熊本学園大学論集『総合科学』13-2、平成十九年、同二十八年に同『中世的九州の形成』高志書院に再録）。拙稿「大隅守菅野重忠殺害事件の背景に関する一考察」（『鹿児島大学教育学部研究紀要人文社会科学編』68、平成二十九年）等。
- (14) 工藤敬一「一宮社領免田の支配構造—肥前国河上社領について—」（『日本史研究』76、昭和四十年、同四十四年に同『九州庄園の研究』塙書房に再録）。

- (15) 拙稿「八幡新田宮祭神考」。
- (16) 拙稿「大隅国正八幡宮領の形成過程—大隅国の事例を中心に—」(『古代文化』66-2、平成二十六年)。
- (17) 拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」。
- (18) 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 旧記雑録前編!』(鹿児島県、昭和五十四年)、史料番号 362 号。
- (19) 『日本歴史地名大系 (47) 鹿児島県の地名』、揖宿郡開聞町枚聞神社項。
- (20) 『日本歴史地名大系 (47) 鹿児島県の地名』、揖宿郡開聞町枚聞神社項。
- (21) 永山修一「『小右記』に見える薩摩・大隅国からの進物の周辺」(『鹿児島中世史研究会会報』50、平成七年、同二十一年に同『隼人と古代日本』同成社に再録)。野口実『(歴史文化ライブラリー 446) 列島を翔ける平安武士 九州・京都・東国』(吉川弘文館、平成二十九年)、大宰府の武者 平為賢と平季基、南島交易と撰関家の爪牙 阿多忠景と源為朝。
- (22) 拙稿「薩摩国における国一宮の形成過程」。